

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 関門航路及び竹富南航路の区域の変更

開発保全航路のうち関門航路及び竹富南航路の区域を変更すること。

(別表第二関係)

第二 附則関係

この政令は、平成二十三年七月二十日から施行すること。

(附則第一項関係)